平成２２年（フ）第８９号
山梨県甲府市朝気１丁目１番５号
破産者　大沢　節子
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長野県岡谷市天竜町３丁目16番14号
破産者　宮坂　孝明
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県岡谷市中央町１丁目９番12号
破産者　久保田高正
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１０７号
長野県岡谷市中央町１丁目９番12号
破産者　久保田美知
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３１号
三重県名張市つつじが丘北６番町179番地
破産者　河野　佑也
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５７号
三重県名張市緑が丘西369番地
破産者　河野恵美子
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第７７５号
京都府八幡市八幡広門21番地
破産者　山田オートセンターこと　山田　光行
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
京都府八幡市八幡広門21番地
破産者　山田　絹代
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目３番地27号三研ＢＬＤロイヤル本館302号、開始決定時の住所大阪市住之江区新北島５丁目１番62―1101号
破産者　安川　隆司
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６９号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕862番地の２吉野ニューハイツ201、開始決定時の住所大阪市福島区吉野３―７―11
破産者　保田　眞司
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０２号
大阪府寝屋川市池田西町14番５号
破産者　原内　伸郎
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０号
大阪府守口市馬場町３丁目４番10号、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町大久保北３丁目346番地の11
破産者　山光商店こと　山﨑　光則
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５号
大阪府東大阪市川田２丁目13番23号
破産者　北田　昌義
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５号
大阪府枚方市東香里元町10番17号
破産者　イシモトこと　石本貴久夫
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２２号
大阪市住吉区南住吉２丁目８番13―302号、前住所大阪市天王寺区大道５丁目７番４号
破産者　酒井　克子
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１８号
京都市伏見区桝屋町623和泉ヒデ方、開始決定時の住所大阪府四條畷市清滝中町27番12号
破産者　富永　壽夫
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７３号
大阪市港区波除２―４―24木内マンション301号室、住民票上の住所大阪市住吉区苅田３丁目８番23―206号
破産者　梅田工務店こと　梅田　祥及
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１１号
大阪市港区市岡元町１丁目７番７―503号、前住所大阪市港区夕凪１丁目９―８　昭和グランドハイツ夕凪302室
破産者　鍵山　文宏
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６７１号
大阪市西区北堀江１丁目23番９―804号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江３丁目４番２―205号
破産者　橋本　真悟
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部